

2008年(平成20年)9月20日 土曜日

## 一度の浮気、離婚原因に?

Q 妻とはささいなことで口論になりますが、先日、妻に一度の浮気がばれてしまいました。何度も謝りましたが離婚すると言って聞きません。法律では浮気は不貞で離婚原因とされていますが、たった一度の浮気だけでも厳格に適用されるものですか。

A 日本の離婚件数に不貞な行為があったの約九割を占める協議ときには訴訟で離婚離婚では、どちらかに求めることができる法律で定められた離婚とされています(民法原因が存在する必要は770条1項1号)。ありません。離婚合意 他方、裁判所はこのさえあれば届け出によような離婚原因があり離婚が成立します。

したがって、一度の浮気がきっかけになった場合でも、協議離婚の合意ができれば離婚は成立します。

では、あなたが最後まで離婚に反対し、相離婚の請求を認めない手方が離婚を求めて訴訟を提起した場合、裁判所は離婚を認めるでしょうか。

法律では、「配偶者



ても「婚姻の継続を相当と認めるとき」には、

現実には、夫婦間に全く何の問題もないと

## 訴訟になれば可能性大

しゅうと、しゅうとめとのあつれきがあったり、夫婦の価値観や人生観の違いがあるにもかかわらず、お互いに理解し合おうとする努力をしていないなどの前提事情があり、一度の過ちが一気に破たんに至る原因となるのが普通だと思えます。

裁判所は、浮気に至る経緯、その他非難されるような行動があるかどうかなどの事情を考慮して判断しますが、不貞があっても、なお婚姻の継続を相当と認めることは困難な場合がほとんどだと思います。

従って今回の事例でも、訴訟になれば離婚が認められる可能性はとて高いと考えます。

(弁護士 松田健太郎)